

第6章 いのち支える自殺対策における取組み

1 基本方針

自殺対策基本法では、都道府県は自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して計画を定めることとされていることから、基本方針については同大綱を踏まえることとし、基本施策及び重点施策については、この基本方針を踏まえつつ、前章までの整理を踏まえた本県の実情を反映して整理します。

自殺対策の基本方針

※国レベルの内容は除く

1. 生きることの包括的な支援として推進する

- ◇社会全体の自殺リスクを低下させる
- ◇生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

厚労省 HP (政府大綱)



2. 関連施策との連携を強化して総合的に取り組む

- ◇様々な分野の生きる施策との連携を強化する
- ◇地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携
- ◇精神保健医療福祉施策との連携
- ◇孤独・孤立対策との連携

3. レベルごとの対策や対応の段階に応じた施策を効果的に連動させる

- ◇対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる
- ◇事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる
- ◇自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する

4. 実践と啓発を両輪として推進する

- ◇自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する
- ◇自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する

5. 県、関係団体、民間団体、企業及び県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

6. 自殺者等の尊厳及び生活の平穩に配慮する

2 基本施策

基本施策の項目は、「都道府県自殺対策計画策定の手引き」(厚生労働省)に準拠し、以下の6項目とします。

以下、各項目の取組方向と「取組みの概要」について記載します。(取組みの具体的内容については、後述の「生きる支援関連施策」を参照してください。)

- (1) 自殺対策を支える人材の育成
- (2) 県民への啓発と周知、相談体制の充実
- (3) 地域におけるネットワークの強化
- (4) 市町村等への支援の強化
- (5) 人との「つながり」を実感し、いきいきと暮らせる地域づくりの推進
- (6) 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進

基本施策Ⅰ 自殺対策を支える人材の育成

自殺は様々な要因が複雑に関係するため、地域における幅広い分野・窓口等で、普段から自殺予防の視点を持ち、自殺の危険を示すサインに気づいて適切な支援につなげることが大切です。このため、相談等に対応する職員等の資質向上に加え、身近で悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができるゲートキーパー（県では心のサポーターと呼んでいます）の養成が重要となります。

なお、市町村からは、心のサポーターを養成するファシリテーター（講師）の人材が不足しているという意見もあることから、民間支援団体から協力を得るとともに、講師不足を補う新たな手法の検討を進めます。

【取組みの概要】

- ①様々な分野での「心のサポーター」養成の継続 及び その存在の周知強化
（福祉施設・福祉事業所職員、理美容組合会員、県職員、教職員、市町村職員、一般県民、福祉以外の事業所職員、食生活改善推進員、民生委員・児童委員等）
- ②地域保健職員や産業保健職員等を対象とした研修等の実施による資質の向上
- ③多重債務や生活困窮などの相談に対応する相談員等の資質の向上
- ④心のサポーター養成のためのファシリテーターの育成等
- ⑤自殺対策に従事する方（支援する側）の心の健康維持への対応
- ⑥山形いのちの電話への支援（相談員養成、広報宣伝）

【取組み例】

心のサポーター養成のためのファシリテーターの育成等

- ・講師が不足する状況の改善を図るため、県内大学[※]と連携し、心理学等を学ぶ学生等にファシリテーター（講師）を担っていただくことを想定し、それに合った講座シナリオの作成を行う。
- ・心のサポーター養成講座を実施したい市町村や団体に対し、派遣要請等に応じて講師を紹介できるよう、民間支援団体の協力を得て対応するほか、講師リストの整備を併せて進める。

※山形県立保健医療大学、山形大学（人文社会科学部）など。以下同じ。



【関係者】

県関係課[※]、県精神保健福祉センター、各保健所、市町村、関係機関、民間支援団体

※教育委員会、警察本部を含む（以下同じ）

【評価指標】

| 項目 | 令和3年度まで （現状） | 令和9年度 （計画目標） |
|----------------------------|-----------------|-----------------|
| 「心のサポーター」養成者数 （延べ人数/累計） | 51,700人 | 80,000人以上 |

基本施策2 県民への啓発と周知、相談体制の充実

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現状があり、自殺に対する誤った認識や偏見が根強く残っています。こうした認識等の払拭とともに、「命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である」ということの意味を、様々な機会を通して深める必要があります。

また、相談窓口（63、64 ページ参照）については、その充実とともに、利用を促すような形でのわかりやすい情報発信が必要と考えられることから、ターゲットに合う方法を検討・実施していきます。

【取組みの概要】

- ①自殺予防週間、県自殺対策推進月間、自殺対策強化月間等での普及・啓発の強化
- ②「生きることを支えるシンポジウム（仮称）」の開催
- ③県広報誌等の広報媒体、検索連動型広告、啓発物品の配布などあらゆる機会を活用した「正しい知識」や相談窓口情報等の普及・啓発の強化
- ④うつ病など精神疾患等に関する理解を深める研修等の実施
- ⑤多様な手段で様々な世代に対応できる相談体制の整備
- ⑥相談窓口情報や支援策の発信の工夫（目指すターゲットに届ける）

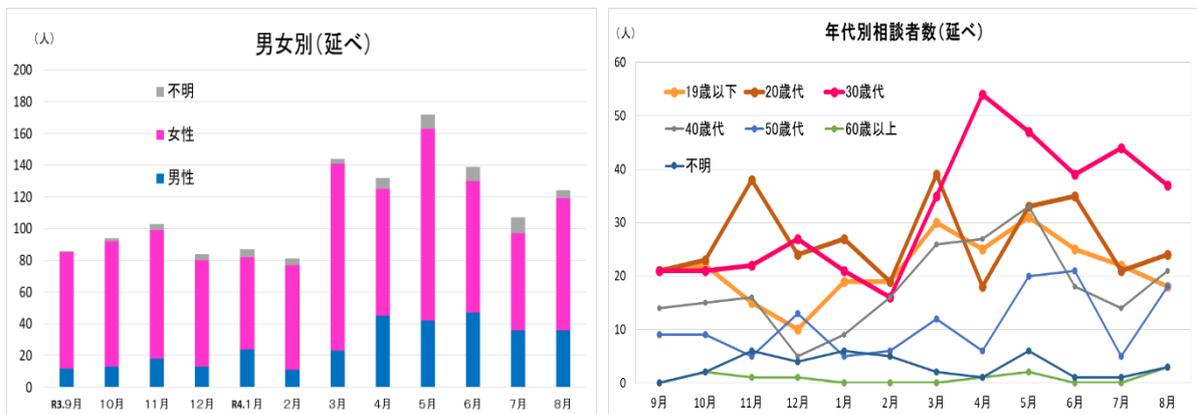
【取組み例】 自殺対策の普及・啓発の強化

| これまでの取組み | (追加する) 新たな手法の例 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリースによる周知 ・市町村での広報誌掲載 ・庁舎、ハローワーク、コンビニ等でのパネル展示、ポスターの掲示 ・リーフレット、パンフレット、啓発グッズの設置・配付 ・テレビ、ラジオによる自殺予防啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防PR動画を公共施設で放映 ・行政機関の公式youtubeチャンネルでの関係動画の放映 ・スポーツイベントでの啓発 ・属性別（女性、若者、高齢者等）の啓発カードの作成、配布 ・啓発用のぼり旗の作成 等 |

【参考】 LINE 相談「こころの健康相談@山形」実施実績

(令和3年9月～令和4年8月)

- ・年間利用延べ人数 1,353 人 (実数 821 人)
- ・男女別では女性が全体の約7割、年代別では30歳代以下で全体の約7割を占める。



【関係者】

県関係課、県精神保健福祉センター、各保健所、市町村、関係機関、民間支援団体

基本施策3 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を総合的に推進するためには、行政や関係機関、団体など地域における多様な支え手が連携し、包括的な支援を行っていく必要があります。

このため、山形県自殺対策推進会議や地域自殺対策推進会議の開催等により、情報共有・提供や具体の取組みでの連携を推進するとともに、医療・教育・労働・福祉等の関係機関や民間支援団体間などでの「顔が見える関係」の一層の構築を促します。

また、複合的な相談が増加する中、一機関での対応・支援が困難な案件等を適切に他の機関につなぐ必要性についても指摘されていることから、情報共有ツールの活用を促します。

【取組みの概要】

- ①山形県自殺対策推進会議、地域自殺対策推進会議の開催
- ②自殺対策懇談会や「生きることを支えるシンポジウム」（いずれも仮称）の開催
- ③地域の関係機関と連携した研修会、普及啓発事業、相談事業等の実施
- ④連携先相談機関との関係構築、個別事案の情報共有を図るツールの一層の活用
- ⑤精神科医療と産科医療の連携による妊産婦のメンタル支援

【取組み例】 連携先相談機関との関係構築

- ・ 個別事案の相談内容や相談者の居住地域等に応じて適切な対応ができるよう、自殺対策推進会議の構成員間等で、相談内容等に応じた連携想定先をあらかじめ整理することで、「こういう相談内容はそちらにつなぐので対応お願いしたい」という関係を構築。

【取組み例】 個別事案で連携する機関間で情報共有を図るツールの一層の活用

- ・ 市町村など一機関のみにとどまらず、関係する支援機関の間で支援に必要な情報を共有し、連携するための相談シート等の活用を促す。

★参考事例 東京都足立区 「～あなたの悩みを安心へ～ 『つなぐ』シート」の活用

- ・ 経済的に苦しい方、社会から孤立している人は、病気や障がい、家族関係の問題、社会への不適應等、課題を複合的に抱えていることが多く、いくつかの要因が重なり合い自殺に至る場合もあるほか、自らの状況を適切に伝えられないといった特徴もある。
- ・ このため、相談者に対し、①できるだけ早期に、②シートを活用し、③関係機関と連携・情報共有すること、一人ひとりを着実に必要な支援につなげるもの。

複数の相談機関との連携で、相談者の悩みを早期に解決へ

【関係者】

県関係課、県精神保健福祉センター、各保健所、市町村、関係機関、民間支援団体

基本施策4 市町村等への支援の強化

市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、地域の特性に応じた具体的な自殺対策を推進することが求められています。

一方、自殺対策担当者が1人という市町村も多く、マンパワーに限りがあること、また、児童生徒へのSOS教育の推進や自殺未遂者支援での連携構築等は一市町村では困難との意見もあるところです。

このため、県は、市町村を包括する広域自治体として、市町村に対し、県自殺対策推進センター（県精神保健福祉センター）や県保健所を中心に、県内大学や精神科医療とも連携して市町村の取組みを支援していきます。

【取組みの概要】

- ①自殺対策計画の改定に関する支援（情報提供、技術的支援、地域別検討会の開催 等）
- ②市町村が実施する自殺対策に関する相談支援
- ③自殺未遂者対策及び自死遺族等対応への支援、精神科医療との連携支援
- ④広域的な啓発活動や研修会、事例検討会等の実施
- ⑤SOS出し方等教育のモデル事業の実施による支援
- ⑥心のサポーター養成のためのファシリテーターの育成等

※⑤、⑥の詳細は基本施策6及び1を参照

【取組み例】自殺未遂者に係る精神科医療との連携支援（イメージ）

- ・自殺未遂者の退院の際に、各保健所が救急病院や精神科医療機関から（本人の了解のもとで）情報提供を受け、地域における必要な支援につなぐ。
- ・市町村は、庁内の関係部署と連携して必要な支援を行うとともに、各保健所を通して、情報提供のあった精神科医療機関に状況報告等を行うなどして、連携して継続的な支援につなげる。



【関係者】

県関係課、県精神保健福祉センター、各保健所、市町村、精神科医療機関、県内大学、関係機関、民間支援団体

【評価指標】

| 項目 | 令和4年度 (現状) | 令和7年度 (計画目標) |
|----------------|---------------|-----------------|
| 自殺対策計画の改定済市町村数 | — | 35市町村（全市町村） |

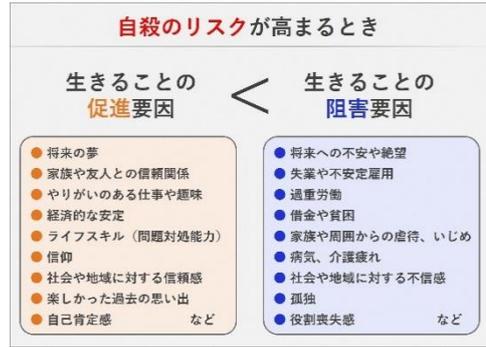
基本施策5 人との「つながり」を実感し、いきいきと暮らせる地域づくりの推進

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まると言われています。

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の促進要因を増やすため、地域共生社会の実現も見据えながら、孤立を防ぐ居場所づくりや、不安や困難を抱えた方が支援とつながれる環境整備、また、職場でのメンタルヘルス対策等を進めます。

また、第5章で触れたとおり、都道府県間の自殺死亡率の差には、（個々人のレベルとは別の）社会的・経済的要因が絡んでいるとの研究や分析が数多くなされており、その分析結果に基づいて事業を立ち上げた自治体もあります。

自殺対策としての直接的な取組みと併せて、健康や生きがいづくり、多様な交流の創出、生活の不安解消の取組みなどの施策を併せて進めていくことが、「生きることの促進要因」の更なる増加につながると考えます。



出典：自殺対策推進センターホームページ

【取組みの概要】

- ① 目的に応じた居場所づくりの活動支援
（高齢者向けサロン、ひきこもり者支援、子ども食堂、フリースクール 等）
- ② 地域生活課題の解決に向けた市町村における包括的支援体制構築の支援
- ③ 職場でのメンタルヘルス対策、ワーク・ライフ・バランスの取組み等の推進
- ④ 医療と地域（保健所、警察等）の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ⑤ 災害の被災者、多重債務者、生活困窮者、ひきこもり者、精神障がいのある方など、不安や困難を抱える方及びその家族等への支援
- ⑥ 遺された家族等への支援

直接的な取組み

健康づくり
生きがいづくり

日々の生活の
不安解消

多様な交流の創出
による地域活性化

郷土愛の
醸成

所得の
向上

など

【取組み例】居場所づくりの活動支援



山形県子どもの居場所づくり
サポートセンター
「子どもの居場所づくりハンドブック」



「山形県若者相談支援拠点」の設置
（女性・若者活躍推進課）
※令和4年度版リーフレット

【取組み例】 地域生活課題の解決に向けた市町村における包括的支援体制（重層的支援体制）の構築支援

- ・「重層的支援体制整備事業」は、地域住民の福祉等に対する複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、繋がり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するもの。
- ・人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設された。
- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保なども事業として想定。

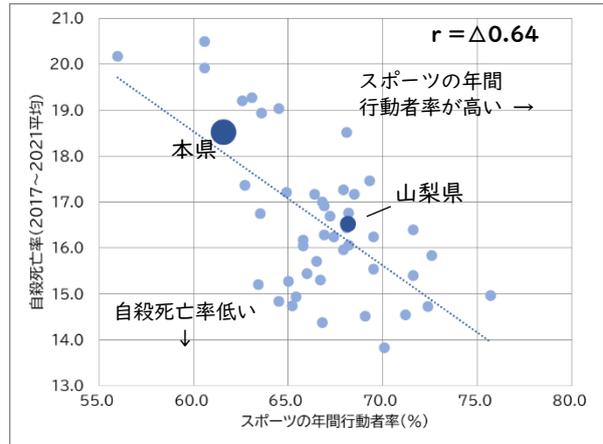


出典：厚生労働省ホームページ

【自殺死亡率に係る分析結果を踏まえて事業を立ち上げた他県の事例】

山梨県 「スポーツ無尽効果検証事業」

- ・社会の自殺リスクを分析し、社会の自殺リスクを下げる施策を強化する必要があるとの考えの下、社会的・経済的要因と自殺死亡率の都道府県間での相関分析等を実施。
- ・その中で、「スポーツの実施率と自殺死亡率には負の相関関係がある」との結果を踏まえ、「スポーツ」の力を活用した自殺リスクの低減を目指すこととしたもの。
- ・県民の運動習慣の定着を図るため、複数人が集まってスポーツを継続的に行う活動（スポーツ無尽）を実施する場合に県が一定額の補助を行うもの。



(本県での分析データより抜粋)

【関係者】

県関係課、県精神保健福祉センター、各保健所、市町村、関係機関、民間支援団体

【評価指標】

| 項目 | 令和3年4月時点 (現状) | 令和6年度 (計画目標) |
|-------------------------------|------------------|------------------|
| 属性や世代を問わない包括的な相談支援窓口を設置する市町村数 | 17 市町村 | 35 市町村 (全市町村) |

基本施策6 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進

本県の児童生徒（10歳代）の自殺者数は、ここ10年間ではやや増加傾向にあり、死因の第1位が自殺という状況が続いています。

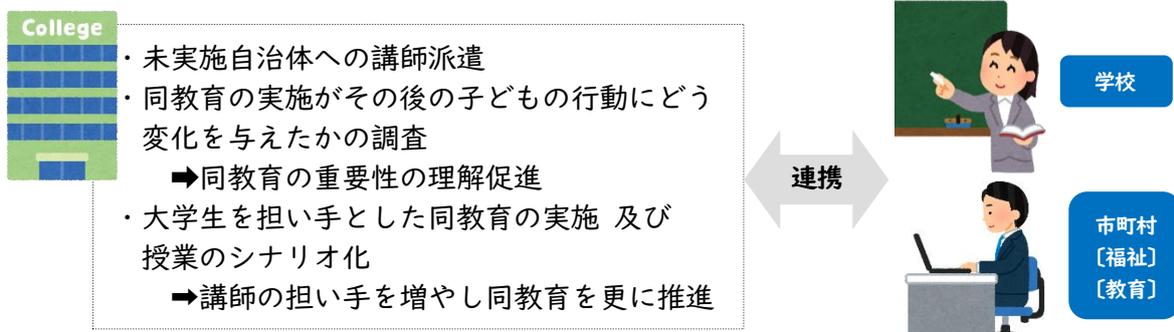
いじめ認知件数の高止まりの状況や、新型コロナウイルス禍での休校や行事の中止・縮小、外出自粛、学業や家族不和の悩みなどにより、児童生徒は不安定な状況に身を置いている現状にあります。

「いのちの教育」やいじめ防止対策の推進とともに、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること、また、身近にいる大人（教員や保護者など）がそれを受け止め、支援できるようにしていくことが求められます。

【取組みの概要】

- ①児童生徒に関わる機関が連携しての「SOSの出し方に関する教育」の推進
（教員や保護者などへの「SOSの受け止め方に関する教育」も併せて推進）
- ②SOS教育の全県展開に向けた県内大学との連携事業の実施
- ③「いのちの教育」やいじめ防止対策の推進（上記との連携含む）
- ④児童生徒の周囲で関わる方の「心のサポーター」の養成
- ⑤児童生徒の健康課題の解決に向けた専門医の派遣等
- ⑥スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進
- ⑦児童虐待への対応

【取組み例】 SOS教育の全県展開に向けた県内大学との連携事業の実施



【関係者】

県精神保健福祉センター、各保健所、教育委員会（県・市町村）、市町村（自殺対策担当課）、各学校、県内大学、関係機関、民間支援団体

【評価指標】

| 項目 | 令和3年度まで (現状) | 令和7年度 (計画目標) | 令和9年度 (計画目標) |
|--------------------------------|---------------------------------|--|--------------------------------------|
| SOSの出し方等に関する教育の実施市町村 及び 実施校の割合 | [小学校] 8市町村 [中学校] 12市町村 | 全市町村で、 小学校、中学校 で少なくとも 1校ずつは実施 | 全ての公立小学 校、中学校、高 等学校で実施 (累計) |

3 重点施策

重点施策の対象は、第5章の「自殺の実態を踏まえた『重点的に取り組む対象』」のとおり、①高齢者、②働き盛り世代、③生活困窮者、④子ども・若者、若年女性 の4項目とします。

重点施策1 「高齢者」 ～本県自殺者数の半数を占める60歳以上の男女

本県では、男女とも60歳代以上（特に80歳以上）の自殺死亡率が全国に比べて高い状況にあり、原因・動機別では「健康問題」や「家庭問題」がその大半を占めております。

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすいと言われる中、新型コロナの感染拡大による外出自粛や介護サービスの休業、地域行事の中止等による外出や運動機会の喪失による健康問題等の深刻化が懸念されます。

「健康長寿日本一」の実現に向けた健康づくり等、健康問題の改善のための長期的視点に立った施策を進めることと並行して、地域包括ケアシステム等の施策と連動した事業の展開や、孤独・孤立を防ぐための見守り・交流の場や居場所づくり、病苦等でうつ状態になる前の対策等を推進する必要があります。

| 自殺の動機 | 60歳以上 | | |
|---------|-------|----|-----|
| | R1 | R2 | R3 |
| 家庭問題 | 22 | 14 | 22 |
| 健康問題 | 66 | 51 | 66 |
| 経済・生活問題 | 10 | 11 | 11 |
| その他、不詳 | 24 | 22 | 33 |
| 合計 | 122 | 98 | 132 |

出典：警察庁自殺統計

【取組みの概要】

- ①高齢者の居場所づくり活動への支援
(同世代間・異世代間、買い物支援と介護予防の連携、デジタル技術の活用 など)
- ②地域包括支援センターとの連携 (対応方法等に係る職員研修 など)
- ③相談しやすい環境の整備
(心のサポーター養成、いのちの電話への支援、高齢者向け相談窓口のPR など)
- ④民生委員・児童委員による見守り活動や相談対応 (同居者のいる家庭も含む)



【居場所づくりの事例】

- 自殺対策に取り組む民間支援団体等の事例
 - ・ふれあい・いきいきサロン (社会福祉協議会)
 - ・こころ元気サロン (ぼらんたす)
 - ・高齢者の居場所づくり (オープンハウスこんぺいとう)
- お買い物リハビリ、健康教室、高齢者向けスマホ教室
- 介護施設を利用する高齢者が地元サッカークラブのサポーターとなる活動



「ふれあい・いきいきサロン」の様子
(戸沢村社会福祉協議会)

【関係者】

県関係課、各保健所、市町村、関係機関、民間支援団体

重点施策2 「働き盛り世代」～20歳代から50歳代を中心とした有職者～

本県では、男性の20歳代～50歳代にかけての働き盛りの年代の自殺死亡率が全国に比べて高い状況にあります。

本県の状況を過去5年間でみると、20歳以上全体では、男性は有職・無職の割合がほぼ同じですが、「うち20～59歳」に限定すると、男性の約7割が有職者となっており、自殺の原因となりうる様々なストレスの軽減に向け、ワーク・ライフ・バランスや健康経営の推進といった職場の環境改善の取組みに加え、ストレスへの適切な対応のためのメンタルヘルス対策の推進が必要です。

表 過去5年間（H29～R3）の自殺者数における有職・無職の割合等

| [全体(20歳以上)] | | | (人、%) | [うち20～59歳] | | | (人、%) |
|-------------|---------------|---------------|-------|------------|---------------|---------------|-------|
| | 有職者 (割合) | 無職者 (割合) | 計 | | 有職者 (割合) | 無職者 (割合) | 計 |
| 男性 | 337 (49.3) | 346 (50.7) | 683 | 男性 | 255 (67.6) | 122 (32.4) | 377 |
| 女性 | 56 (20.2) | 221 (79.8) | 277 | 女性 | 39 (38.6) | 62 (61.4) | 101 |
| 計 | 393 (40.9) | 567 (59.1) | 960 | 計 | 294 (61.5) | 184 (38.5) | 478 |

※割合は、性別に占める有職（無職）の割合を示す

（地域自殺実態プロファイルのデータを加工）

【取組みの概要】

- ①企業等におけるワーク・ライフ・バランスや健康経営の取組みの推進
- ②（職能団体等と連携しての）職場での心のサポーター養成の強化
- ③LINE相談の利用促進など、相談窓口の周知啓発の強化
- ④産業保健職員等を対象とした研修等の実施による資質の向上
- ⑤有職者向けメンタルヘルスサイトの周知・利用の啓発

（参考）

働く人のためのメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
（厚生労働省）

「働く方」「ご家族の方」「事業者の方」「部下を持つ方」等それぞれについて、セルフチェック、動画、説明などが掲載されている。

【関係者】

県関係課、県精神保健福祉センター、各保健所、市町村、関係機関、民間支援団体



重点施策3 「生活困窮者」 ～無職者・失業者等への対応～

無職の方については、全国・本県とも自殺死亡率が高い傾向があります。

本県の状況を過去5年間でみると、無職者のうち、「失業者」と「その他無職」の方は自殺者数全体の約2割を占めています。

その方々が全て生活に困窮されているとは言えませんが、生活に困窮されている方は、負債や生活苦のほか、課題を複合的に抱えている可能性があり、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者の方々を自立相談支援窓口につなぐことや、課題に対応した相談窓口等と連携した適切な支援等を行っていく必要があります。

表 過去5年間（H29～R3）の
自殺者数における有職・無職の割合等
（及び、「うち、失業者・その他無職」）

| [全体(20歳以上)] | | (人、%) | |
|-------------|---------------|---------------|-------------------|
| | 有職者 (割合) | 無職者 (割合) | うち、失業者・ その他無職※ |
| 男性 | 337 (49.3) | 346 (50.7) | 156 (22.8) |
| 女性 | 56 (20.2) | 221 (79.8) | 57 (20.6) |
| 計 | 393 (40.9) | 567 (59.1) | 213 (22.2) |

※無職等の方のうち、「学生」「主婦」「年金等生活者」を除外
(地域自殺実態プロフィールのデータを加工)

【取組みの概要】

- ①生活困窮者自立支援制度と連動した自殺対策の推進
- ②多重債務や借金に関する相談対応の充実（通常相談＋無料法律相談会の開催等）
- ③生活福祉資金特例貸付の借受人へのフォローアップ支援
- ④失業者等に対する相談窓口の充実

（参考）生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る可能性のある方で、自立が見込まれる生活困窮者に対して各種支援を行い、生活保護に至る前の段階での自立を図る制度

本県での実施事業（R4時点）

- ①自立相談支援事業
(県内各地に相談窓口を設置)
- ②住居確保給付金の支給
- ③就労準備支援事業
- ④家計改善支援事業
- ⑤子どもの学習・生活支援事業

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムによって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する。就労訓練事業(いわゆる「中期的就労」)もあります。

生活困窮世帯の子どもの学習支援

子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常生活習慣、仲間と出会う活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中途防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

(厚生労働省ホームページから抜粋)

【関係者】

県関係課、県精神保健福祉センター、各保健所、市町村、関係機関、民間支援団体

重点施策4 「子ども・若者、若年女性※」 ～コロナ禍の中で自殺者数が増加傾向～

※当計画では「40歳未満の女性」

全国ではコロナ禍前から児童生徒や学生等の自殺は増加傾向にありますが、特にコロナ禍の令和2年は中学生、高校生とも大きく増加しました。本県では、20歳未満の女性は過去5年間（H27～R1）平均と比較して、令和2年及び3年の自殺死亡率が高くなっています。

本県の20～39歳の若年層についても、令和2年及び3年の自殺死亡率は男女とも過去5年間より高くなっています。

コロナ禍の影響を大きく受けたとされる子ども・若者等について、ライフステージに応じた対策として、児童生徒の自殺予防に向けた心の教育や居場所づくり、若者や若年女性の特性に応じた支援の充実を図る必要があります。

(1) 子ども・若者

【取組みの概要】

- ①心の教育等の推進（SOSの出し方等教育、いじめ防止対策）
- ②居場所づくり活動への支援（ひきこもり者支援、子ども食堂、フリースクール等）
- ③ひきこもり者の社会参加や職業的自立に向けた支援の充実
- ④子どもや若者が利用しやすいSNSやチャットによる相談窓口の整備・周知
- ⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進



(2) 若年女性

【取組みの概要】

- ①LINE相談など女性の利用が多い相談窓口の充実及び周知啓発
- ②困難な課題を抱える女性に対する支援の検討
- ③市町村が実施する母子保健に関する事業への支援
- ④精神科医療と産科医療の連携による妊産婦のメンタル支援

～相談窓口の一例～

LINEで相談できる
「こころの健康相談@山形」



18さいまでの子どもがつながる
「チャイルドライン（電話、チャット）」



【関係者】

県関係課、県精神保健福祉センター、県福祉相談センター、各保健所、市町村、関係機関、民間支援団体

4 生きる支援関連施策

<県関係部局関係> 県の関係部局が実施する自殺対策関連事業について、政府の自殺総合対策大綱の重点施策の項目に合わせて整理したもの。

(1) 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|-----------------------|--|-----------------------|------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①市町村自殺対策計画の策定・見直し等の支援 | | | | |
| 山形県自殺対策推進センター事業 | 県自殺対策推進センターにおいて、市町村計画策定のための技術的支援を実施する。 | 精神保健福祉センター | 4 | |
| | 市町村及び県の自殺対策担当者を対象に4地域ごとに地域別自殺対策推進検討会を開催し、地域の課題の共有、連携調整を図る。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 4 | |

(2) 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|-----------------------------------|---|-------------------------------|-------------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 | | | | |
| 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、国、市町村、関係機関と連携し重点的な普及啓発を行う。 | 地域福祉推進課 | 2 | |
| | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、普及啓発活動、出前講座等を実施する。 | 精神保健福祉センター 各保健所 | 2 | |
| ②児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 | | | | |
| 若い世代の自殺対策事業 | 県内大学や市町村、教育関係機関と、「SOSの出し方教育・受け止め方教育」の普及のための検討会、研修会を開催する。 | 精神保健福祉センター 各保健所 | 3 4 6 | 4 |
| 県内大学と連携した「SOSの出し方(及び受け止め方)教育」推進事業 | 県内大学と連携し、未実施自治体への講師派遣、授業のシナリオ化、成果検証等を実施する。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 1 4 6 | 4 |
| 若年層への普及啓発事業 | 進学や就職等の悩みを抱えたり、新しい生活環境に移行する時期である高校生を対象とし、相談窓口の周知を実施する。 | 最上保健所 庄内保健所 | 2 | 4 |
| 「いのちの教育」の推進事業 | 生命の大切さを学ぶため、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラムを改訂し、家庭・地域との繋がりを強化しながら「いのちの教育」を実践する。 | 義務教育課 高校教育課 | 6 | 4 |
| チーム学校生徒支援体制整備事業 | 山形県いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめ防止対策の周知徹底を図るとともに、組織的な対応、学校全体でのケアを行う。 | 義務教育課 高校教育課 | 6 | 4 |
| ③自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 | | | | |
| ①心の健康づくり推進事業 ②正しい知識の普及 | ①関係機関職員を対象に支援技術等を学ぶ研修を実施する。 | 精神保健福祉センター 各保健所 地域福祉推進課 | 1 | |
| | ②心の健康づくりや精神疾患について、各種媒体により正しい知識の普及啓発を促進する。 | | 2 4 | |
| 教育相談関係者研修会の実施 | 教育相談関係者研修会を実施し、性的マイノリティに対する教職員の正しい理解を促進する。 | 義務教育課 高校教育課 | 1 2 | 4 |
| 「生きることを支えるシンポジウム(仮称)」の開催 | 本県の自殺の現状や自殺対策に係る理解の促進、関係機関等の連携推進などを目的としたシンポジウムを開催する。 | 地域福祉推進課 | 2 3 | |

| ④うつ病等についての普及啓発の推進 | | | | |
|-------------------|---|-------------------------|---|--|
| 精神疾患等理解促進事業 | 精神障がい者に関する正しい知識の普及のため講演会や作品展示会を開催し、精神疾患に関する理解の促進を図る。 | 障がい福祉課 | 2 | |
| 精神障がい者家族教室の開催 | うつ病患者等の精神障がい者の家族を対象に精神疾患や障がい者の対応に関する研修を実施し、家族の対処能力の向上、精神障がい者の自立促進を図る。 | 村山保健所 置賜保健所 庄内保健所 | 5 | |

(3) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|-------------------------------|--|-------------------------------|--------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証 | | | | |
| 人口動態統計等を活用した自殺の実態把握 | 地域での自殺対策推進に資するため、厚生労働省の人口動態統計や警察庁の自殺統計等から情報の集約や自殺の実態等の分析を行い、「山形県の自殺の現状について」を作成・公表する。 | 精神保健福祉センター 地域福祉推進課 | 2 4 | |
| ②子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査 | | | | |
| 若者の自殺防止に向けた共同研究の実施 | 県内大学と連携し、自殺対策に係る若者の意識調査、精神的健康等に関する共同研究を実施し、県民への周知を図る。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 2 | 4 |
| ③既存資料の利活用の促進 | | | | |
| 既存資料の利活用の促進 | 関係行政機関等から自殺統計及びその関係資料の提供依頼があった場合は、可能な範囲において積極的な提供に努める。 | 精神保健福祉センター 地域福祉推進課 警察本部 | 3 4 | |

(4) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|---------------------------------------|--|-----------------------|-------------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 | | | | |
| 若い世代の自殺対策事業【再掲】 | (2) - ② 参照 | 精神保健福祉センター 各保健所 | 3 4 6 | 4 |
| 県内大学と連携した「SOSの出し方(及び受け止め方)教育」推進事業【再掲】 | (2) - ② 参照 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 1 4 6 | 4 |
| ②自殺対策の連携調整を担う人材の養成 | | | | |
| 自殺対策関連研修会 | 市町村等関係機関を対象に、地域での連携調整を担うための各種研修会を実施する。 | 精神保健福祉センター 各保健所 | 1 4 | |
| ③かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上 | | | | |
| 医療関係機関と連携した研修等の実施 | 各医師会、医療機関等と連携し、自殺対策に関する研修等を実施する。 | 精神保健福祉センター | 1 3 | |
| ④教職員に対する普及啓発等 | | | | |
| チーム学校生徒支援体制整備事業【再掲】 | (2) - ② 参照 | 義務教育課 高校教育課 | 6 | 4 |
| 県内大学と連携した「SOSの出し方(及び受け止め方)教育」推進事業【再掲】 | (2) - ② 参照 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 1 4 6 | 4 |
| 教育相談関係者研修会の実施【再掲】 | (2) - ③ 参照 | 義務教育課 高校教育課 | 1 2 | 4 |

| | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|---|-------------------------------|------------------|---|
| | 子どもの健康づくり連携事業 | ・児童生徒の心身の健康づくり及び健康課題解決のため養護教諭等を対象にした研修会を開催し、学校における取組みの充実を図る。 ・健康課題に関する協議会や学校への専門家派遣等により、学校と関係機関が連携した児童生徒の健康づくりを推進。 | スポーツ保健課 | 1 6 | 4 |
| ⑤地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 | | | | | |
| | 精神保健福祉研修会 | 地域保健等職員の資質向上のための研修を実施する。 | 精神保健福祉センター | 1 | |
| | ①心の健康づくり推進事業【再掲】 ②正しい知識の普及【再掲】 | (2) - ③ 参照 | 精神保健福祉センター 各保健所 地域福祉推進課 | 1 2 4 | |
| ⑥介護支援専門員等に対する研修 | | | | | |
| | 地域包括支援センター職員研修の実施 | 地域包括支援センターの職員の資質向上を図るため、幅広い分野との連携を内容に組み込んだ、職員の経験年数や職種等に応じた研修を実施する。 | 高齢者支援課 | 1 | 1 |
| | ①心の健康づくり推進事業【再掲】 ②正しい知識の普及【再掲】 | (2) - ③ 参照 | 精神保健福祉センター 各保健所 地域福祉推進課 | 1 2 4 | |
| ⑦民生委員・児童委員等への研修 | | | | | |
| | 民生委員・児童委員全員対象研修の実施 | ・民生委員・児童委員全員を対象に自殺対策に関する資料を配布し研修を行う。 ・新任の民生委員等を対象に、心のサポーターの役割について研修を実施。 | 地域福祉推進課 | 1 | |
| | ①心の健康づくり推進事業【再掲】 ②正しい知識の普及【再掲】 | (2) - ③ 参照 | 精神保健福祉センター 各保健所 地域福祉推進課 | 1 2 4 | |
| ⑧社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | | | | | |
| | 山形県多重債務者対策協議会の運営 | 多重債務相談に係る市町村担当者の研修の実施や、「多重債務者相談ハンドブック」を作成し多重債務相談での活用を図る。 | 消費生活・地域安全課 | 1 2 4 5 | 3 |
| ⑨遺族等に対応する公的機関の職員の資質向上 | | | | | |
| | 自殺対策に係る情報の周知 | 消防機関において、遺族等から心の相談を受けた際に適切な相談窓口を紹介できるよう、県内の消防機関に対し、窓口の情報を周知する。 | 消防救急課 | 1 5 | |
| | | 遺族等に二次被害を与えることのないよう、職員に対し遺族等と接する場合において必要となる知識、対応方法等の普及・促進を図る。 | 警察本部 | 1 5 | |
| ⑩様々な分野でのゲートキーパー（心のサポーター）の養成 | | | | | |
| | 心の健康に関する出前講座、フォローアップ研修の実施 | ・地域住民等を対象に心の健康づくりや自殺対策に関する基礎的な知識の普及を講義形式で実施。 ・心のサポーターのスキルアップのための研修を実施し、活動の継続を支援。 | 各保健所 | 1 | |
| | 心のサポーター養成ファシリテーター継続研修 | 心のサポーター養成において講師となるような関係者の研修を実施する。 | 精神保健福祉センター | 1 | |
| | 有職者向け心のサポーター養成講座の開催 | 県内大学と連携し、商工会、各種職能団体等での心のサポーター養成講座の開催を支援する。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 1 5 | 2 |
| | 民生委員・児童委員全員対象研修の実施【再掲】 | (4) - ⑦ 参照 | 地域福祉推進課 | 1 | |

| ①自殺対策従事者への心のケアの推進 | | | | |
|------------------------------------|---|-------------------------------|-------------|---|
| 自殺対策関連研修会 | 自殺対策従事者の心のケアを含めた研修を実施する | 精神保健福祉センター | 1 | |
| 精神保健福祉相談の実施 | 従事者の心のケアのための個別相談に応じる | 精神保健福祉センター | 1 | |
| 心の健康づくり推進事業【再掲】 | (2) - ③ 参照 | 精神保健福祉センター 各保健所 | 1 2 4 | |
| ②家族や知人、心のサポーター等を含めた支援者への支援 | | | | |
| ①心の健康づくり推進事業【再掲】 ②正しい知識の普及【再掲】 | (2) - ③ 参照 | 精神保健福祉センター 各保健所 地域福祉推進課 | 1 2 4 | |
| 家族学習会等の開催 | 依存症家族学習会などを医療機関と連携して実施する。 | 精神保健福祉センター | 3 5 | |
| 精神保健福祉相談事業 | 心の健康の保持増進、適切な精神科医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を実施する。 | 各保健所 | 2 | |
| ひきこもり相談支援事業 | ①「ひきこもり相談支援者研修」を実施し、支援者のスキルアップと連携強化に取り組み、支援体制の充実を図る。 ②自立支援センター巣立ちにおいて、本人や家族に対するきめ細やかな相談支援を継続的に行うとともに、各関係機関と協力・連携を図りながら、適切な支援につなげる。 | 障がい福祉課 精神保健福祉センター 各保健所 | 1 3 5 | 4 |
| ひきこもりからの再出発サポート事業 | 精神科医師等による個別相談や、家族教室、学習会等の場を通してひきこもりの問題で悩む家族等が正しい知識を持ち、関わり方を学ぶことで本人の社会的自立を支援する。 | 村山保健所 | 1 3 5 | 4 |
| 精神障がい者家族教室の開催【再掲】 | (2) - ④ 参照 | 村山保健所 置賜保健所 庄内保健所 | 5 | |
| ③研修資料の開発等 | | | | |
| 県内大学と連携したSOSの出し方教育等の推進に係る講座シナリオの作成 | 県内大学と連携し、心のサポーター養成講座やSOS出し方等教育に係る講座（授業）シナリオの作成を進める。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 1 4 6 | 4 |

(5) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|-------------------------|---------------------------------------|-----------------------|--------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | | | | |
| 有職者向け心のサポーター養成講座の開催【再掲】 | (4) - ⑩ 参照 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 1 5 | 2 |
| ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 | | | | |
| 心の健康相談に関する関係機関との連携 | 関係機関・家族等からの相談対応やケース検討会等の開催への支援を実施する。 | 精神保健福祉センター 各保健所 | 3 | |
| 地域自殺対策推進会議の開催 | 関係機関と自殺対策に係る情報共有・意見交換を行い、連携と対策の強化を図る。 | 精神保健福祉センター 各保健所 | 3 4 | |

| ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | | | | |
|-----------------------------|---|----------------|--------|---|
| チーム学校生徒支援体制整備事業 | 児童・生徒、保護者、教員の相談に心理面又は福祉面でサポートを行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置する。 | 義務教育課 高校教育課 | 6 | 4 |
| 子どもの健康づくり連携事業【再掲】 | (4) - ④ 参照 | スポーツ保健課 | 1 6 | 4 |
| ④大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 | | | | |
| 避難者支援連携協働推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の避難者に対して、地域の関係機関が連携・協働し、心身の健康などの情報提供や個別相談などの各種支援策を実施し、避難者が抱える課題の解決に向けた支援を行う。 様々な困難を抱える避難者に対しては、避難者ケースマネジメント及び生活支援相談員による相談支援活動等による避難者個々に応じた支援を実施する。 | 防災危機管理課 | 5 | |
| 災害時精神医療派遣体制運営事業 | 山形 DPAT の運営及び隊員養成のための研修会を開催する。 | 障がい福祉課 | 3 5 | |
| 避難者生活相談支援事業 | 市町村社会福祉協議会の協力のもと生活支援相談員を配置し、暮らしに関する情報提供や見守り活動を行い、避難生活の支援及び孤立防止を図る。 | 地域福祉推進課 | 5 | |

(6) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|---|---|-------------------------------|------------------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上 | | | | |
| 精神科医療・保健・福祉の連携に向けた仕組みづくり | 医療・保健・福祉関係者の連携した支援体制の構築に向けて、協議の場を設置する。 | 障がい福祉課 | 3 | |
| 医療・保健・福祉関係機関連携会議への支援 | 他機関主催の連絡会議等に参加し、連携体制の強化を支援する。 | 精神保健福祉センター | 3 | |
| 地域自殺対策推進会議の開催【再掲】 | (5) - ② 参照 (自殺未遂者関係) | 精神保健福祉センター 各保健所 | 3 4 | |
| 自殺未遂者に係る精神科医療との連携支援 | <ul style="list-style-type: none"> 各保健所が救急病院や精神科医療機関から自殺未遂者の情報提供を受け、地域における必要な支援について市町村につなぐ取組みであり、医療機関、保健所、市町村が連携して自殺未遂者への継続的な支援を図る。 当該事業については、政府の取組みを踏まえながら、県全体での体制整備の検討を進める。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター 各保健所 | 3 4 5 | |
| ②かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上 | | | | |
| 医療関係機関と連携した研修等の実施【再掲】 | (4) - ③ 参照 | 精神保健福祉センター | 1 3 | |
| ③うつ等のスクリーニングの実施 | | | | |
| ①乳児家庭全戸訪問事業 ②養育支援訪問事業 ③妊娠・出産・子育て安心生活応援事業 ④母子保健推進強化事業 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する育児相談や子育て支援に関する情報提供を行う事業への助成や、市町村における妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を支援する。 市町村及び産婦人科医療機関等との連携強化を図るとともに、市町村における支援技術力向上を支援する。 | 子ども家庭支援課 | 1 3 4 5 | 4 |

| ④うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 | | | | |
|----------------------------------|--|---------------------|-------------|---|
| 依存症関連問題対策事業 | アルコール依存症等の依存症関連問題に係る個別相談、家族学習会、研修会等を開催し、支援体制の構築を図るとともに、要支援者の早期発見、早期介入を図る。 | 精神保健福祉センター 庄内保健所 | 5 | |
| 思春期精神保健対策事業 | 思春期精神保健研修会、相談会等を実施する。 | 精神保健福祉センター | 1 4 5 | 4 |
| ⑤がん患者、慢性疾患患者等に対する支援 | | | | |
| がん診療連携拠点・指定病院の強化、がん総合相談支援センターの運営 | がん総合相談支援センターの設置や医療用ウィッグ等相談支援員(薬剤性脱毛サポート美容師)の養成など、がん患者や家族への相談支援体制を整備する。 | がん対策・健康長寿日本一推進課 | 5 | |
| 山形県難病相談支援センターの設置、運営 | ・難病に関する情報の発信、各種情報提供や相談対応を行う。 ・難病の患者や家族等を対象にピア・サポーターを養成し、ピア・サポート等の患者交流事業を推進する。 | 障がい福祉課 | 5 | |

(7) 社会全体のリスクを低下させる

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|-------------------------------------|--|-------------------------------|--------|--------|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信 | | | | |
| 相談窓口情報のわかりやすい発信 | ・広報誌、ホームページ、SNSでの周知やチラシ・ガイドブックの配布等のほか、動画の活用等新たな手法による周知啓発を実施する。 ・検索連動型広告により、自殺関連用語が検索された際に相談窓口情報が表示されるようにする。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター 各保健所 | 2 | |
| 「困った時の相談窓口ガイド」の作成 | 自殺の原因となり得る問題に対応する相談関係機関の情報を掲載した一覧を作成しホームページ等で公表する。 | 精神保健福祉センター | 2 | |
| 若年層向けSNS相談啓発カードの作成 | 小・中・高・大学生向けにSNS相談等のQRコードを掲載したカードを作成し、配布する。 | 精神保健福祉センター | 2 | 4 |
| 「こころの健康相談@山形」の運営 | LINEを活用し、電話や対面による相談が困難な方、若年層、女性などに対する相談体制の充実を図る。 | 地域福祉推進課 | 2 | 2 4 |
| 「心の健康相談」の実施 | 心の健康相談ダイヤル、心のインターネット相談、来所相談など、様々な手段で利用できる相談窓口を設置し、相談に対応する。 | 精神保健福祉センター | 2 | |
| 精神保健福祉相談事業【再掲】 | (4) - ⑫ 参照 | 各保健所 | 2 | |
| 地域生活課題の解決に向けた市町村における包括的支援体制の構築支援 | 重層的支援体制整備事業(相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の一体的な実施)に取り組む市町村を支援する。 | 地域福祉推進課 | 4 5 | |
| ②多重債務の相談窓口とセーフティネット融資の充実 | | | | |
| 山形県多重債務者対策協議会の運営 | 構成機関・団体等との連携により借金に関する無料法律相談会を開催するとともに、各構成機関・団体等でも相談を実施。 | 消費生活・地域安全課 | 2 3 | 3 |
| 生活福祉資金貸付事業 | ・他の貸付制度が利用できない低所得世帯等に資金の貸付を行う。 ・特例貸付借受人へのフォローアップ支援を行う。 | 地域福祉推進課 | 5 | 3 |

| ③失業者等に対する相談窓口の充実等 | | | | |
|---|---|-------------------------------|-------------|--------|
| ①山形県求職者総合支援センター ②トータル・ジョブサポート ③山形県若者就職支援センター ④地域若者サポートステーション | ①求職者を対象に、住まいや生活、就労に関する相談に応じる。 ②若年者や生活困窮者を支援するため、県と山形労働局が設置したワンストップ相談を行う。 ③若者の就職について、相談員・キャリアカウンセラー・産業カウンセラーなどが相談に応じる。 ④ニートやひきこもり等の若者の職業的自立に向け、キャリアカウンセラー・臨床心理士による相談や就労体験等を行う。 | 雇用・産業人材育成課 | 2 5 | 3 4 |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | | | |
| 経営指導員による巡回、窓口相談 | 商工会議所や商工会等の商工支援団体に経営指導員等を設置し、巡回や窓口での相談・指導を実施し、中小企業・小規模事業者の持続的経営や発展を支援する。 | 商業振興・経営支援課 | 2 5 | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | | | |
| 「困った時の相談窓口ガイド」の作成【再掲】 | (7) - ① 参照 | 精神保健福祉センター | 2 | |
| ⑥ICTを活用した自殺対策の強化 | | | | |
| 「こころの健康相談@山形」の運営【再掲】 | (7) - ① 参照 | 地域福祉推進課 | 2 | 2 4 |
| 相談窓口情報のわかりやすい発信【再掲】 | (7) - ① 参照 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター 各保健所 | 2 | |
| ⑦インターネット上の自殺関連情報対策の推進 | | | | |
| サイト管理者等への自殺関連情報の削除依頼 | インターネット上で有害と認められる自殺関連情報について、サイト管理者等に削除依頼を実施する。 | 警察本部 | 2 | |
| ⑧インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等 | | | | |
| 自殺予告事案への緊急対処 | インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護に向けた迅速適切な対応を行う。 | 警察本部 | 2 | |
| ⑨介護者への支援の充実 | | | | |
| ①地域包括支援センター職員研修【再掲】 ②移動法律相談事業 ③「さくらんぼカフェ」の出張交流会等による取組の支援及び充実強化 | ①地域包括支援センターの職員の資質向上を図るため、幅広い分野との連携を内容に組み込んだ、職員の経験年数や職種等に応じた研修を実施する。 ②法律的専門性が高く、市町村や地域包括支援センターで直接相談を受けることが困難な相談を受けるため、無料の移動法律相談を継続実施する。 ③広報誌の作成、参加型イベント、情報交換会、出張交流会等の重層的な取組みを実施する。 | 高齢者支援課 | 1 2 5 | 1 |
| ⑩ひきこもりの方への支援の充実 | | | | |
| ひきこもり相談支援事業【再掲】 | (4) - ⑫ 参照 | 障がい福祉課 精神保健福祉センター 各保健所 | 1 3 5 | 4 |
| ひきこもりからの再出発サポート事業【再掲】 | (4) - ⑫ 参照 | 村山保健所 | 1 3 5 | 4 |

| | | | | |
|--|--|---------------------------------|-------------|--------|
| ひきこもり等の支援 (置賜ネットワーク 会議) | ひきこもり等の支援について、具体的事例を通して関係機関の支援技術の向上、包括的支援による問題解決に向けて各機関の連携強化を図る。 | 置賜保健所 | 1 3 5 | 4 |
| ひきこもり相談 | ひきこもり等の悩みを抱えている本人及び家族等からの相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関や相談機関と連携し家族等への支援を行う。 | 庄内保健所 | 3 5 | 4 |
| 精神保健福祉相談事業【再掲】 | (4) - ⑫ 参照 | 各保健所 | 2 | |
| 若者相談支援拠点設置運営事業 | ・若者相談支援拠点において、不登校やひきこもり、ニートなど社会参加に困難を有する若者やその家族等への相談支援や、居場所づくり、学び直しなどの支援の充実を図る。 ・山形県子ども・若者支援地域協議会を開催する。 | 女性・若者活躍推進課 | 3 5 | 4 |
| ①児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 | | | | |
| 児童相談所による調査、一時保護等 | ・虐待を受けている要保護児童については、児童相談所による調査や要保護児童の一時保護等の援助を実施する。 ・対応力強化のため、児童福祉司任用後研修、市町村の調整担当者研修を実施する。 | 子ども家庭支援課 福祉相談センター 庄内児童相談所 | 1 4 6 | 4 |
| 性犯罪・性暴力被害者支援事業 | ・性犯罪・性暴力被害者を支援する「やまがた性暴力被害者サポートセンター」において、被害者に寄り添った相談対応や医療的支援・精神的支援等を提供する。 ・犯罪被害者が置かれている状況等の理解を深めるための「犯罪被害者支援県民のつどい」、市町村犯罪被害者施策担当者を対象とする研修会を実施する。 | 消費生活・地域安全課 | 2 4 5 | 4 |
| ②生活困窮者への支援の充実 | | | | |
| ひとり親家庭応援センター事業 | 専門の相談員が生活や子育て、就業などの様々な相談にワンストップで対応するとともに、各種支援制度に関する情報の提供や他の支援機関などへの橋渡しを行うほか、母子・父子自立支援員業務研修を実施する。 | 子ども家庭支援課 | 1 5 | 3 4 |
| ①生活困窮者自立相談支援事業等 ②生活福祉資金貸付事業【再掲】 | ① ・生活困窮者が抱えている多様で複合的な相談を包括的に受け止め、自立に向けて必要な支援やサービスに結びつける。関係機関が定期的に参集し、情報を共有する場を設け、自立相談支援機関(生活自立支援センターの相談窓口)に確実につなぐ。 ・「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」及び「子どもの学習・生活支援事業」の任意事業の実施を図る。 ②(7) - ②参照 | 地域福祉推進課 | 2 3 5 | 3 4 |
| ①トータル・ジョブサポート【再掲】 ②地域若者サポートステーション【再掲】 | (7) - ③ 参照 | 雇用・産業人材育成課 | 2 5 | 3 4 |
| 若者相談支援拠点設置運営事業【再掲】 | (7) - ⑩ 参照 | 女性・若者活躍推進課 | 3 5 | 4 |

| | | | | | |
|--------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|--------|--------|--|
| ⑬ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等 | | | | | |
| ひとり親家庭応援センター事業【再掲】 | (7) - ⑫ 参照 | 子ども家庭支援課 | 1 5 | 3 4 | |
| ⑭性的マイノリティへの支援の充実 | | | | | |
| 教育相談関係者研修会の実施【再掲】 | (2) - ③ 参照 | 義務教育課 高校教育課 | 1 2 | 4 | |
| ⑮相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 | | | | | |
| 「こころの健康相談@山形」の運営【再掲】 | (7) - ① 参照 | 地域福祉推進課 | 2 | 2 4 | |
| 「心の健康相談」の実施【再掲】 | (7) - ① 参照 | 精神保健福祉センター | 2 | | |
| 相談窓口情報のわかりやすい発信【再掲】 | (7) - ① 参照 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター 各保健所 | 2 | | |
| 地域生活課題の解決に向けた市町村における包括的支援体制の構築支援【再掲】 | (7) - ① 参照 | 地域福祉推進課 | 4 5 | | |
| ⑯自殺対策に資する居場所づくりの推進 | | | | | |
| 若者相談支援拠点設置運営事業【再掲】 | (7) - ⑩ 参照 | 女性・若者活躍推進課 | 3 5 | 4 | |
| 高齢者生きがいがづくり・生活支援活動人材育成事業 | 生活支援・介護予防サービスの担い手となる人材を養成する。 | 高齢者支援課 | 1 5 | 1 | |

(8) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|------------------------------|--|-------------------------------|-------------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 | | | | |
| 自殺未遂者相談支援事業 | ・警察署が自殺未遂者の情報を保健所に提供し、情報を受けた保健所は相談支援を行うとともに、専門の相談機関への紹介やケース検討会を実施する。 | 警察本部 各保健所 | 3 5 | |
| 自殺未遂者に係る精神科医療との連携支援【再掲】 | (6) - ① 参照 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター 各保健所 | 3 4 5 | |
| ②居場所づくりとの連動による支援 | | | | |
| 若者相談支援拠点設置運営事業【再掲】 | (7) - ⑩ 参照 | 女性・若者活躍推進課 | 3 5 | 4 |
| 高齢者生きがいがづくり・生活支援活動人材育成事業【再掲】 | (7) - ⑯ 参照 | 高齢者支援課 | 1 5 | 1 |
| ③家族等の身近な支援者に対する支援 | | | | |
| 「心の健康相談」の実施【再掲】 | (7) - ① 参照 | 精神保健福祉センター | 2 | |
| 精神保健福祉相談事業【再掲】 | (4) - ⑫ 参照 | 各保健所 | 2 | |
| 自殺未遂者相談支援事業【再掲】 | (8) - ① 参照 | 警察本部 各保健所 | 3 5 | |
| ④学校、職場等での事後対応の促進 | | | | |
| チーム学校生徒支援体制整備事業【再掲】 | (2) - ② 参照 | 義務教育課 高校教育課 | 6 | 4 |

(9) 遺された人への支援を充実する

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|-------------------------------------|---|---------------------|-------------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①遺族の自助グループ等の運営支援 | | | | |
| 自死遺族相談、自死遺族のつどい、自死遺族支援についての情報提供 | 自死遺族等に対する個別相談、自死遺族の集いの開催により遺族等の継続支援を行う。また、自死遺族支援について周知を図る。 | 精神保健福祉センター | 2 5 | |
| 自死遺族のつどい | 自死遺族同士の間合いによる相互交流により、精神的苦痛の緩和や回復への一助とする。 | 庄内保健所 | 5 | |
| ②学校、職場等での事後対応の促進 | | | | |
| チーム学校生徒支援体制整備事業 | 各学校における生徒指導・教育相談体制の整備充実を図りながら、外部専門家や関係機関の協力を得て、心理的・福祉的な側面からケアを行うとともに、遺児のケアに関する教職員の対応のあり方について周知する。 | 義務教育課 高校教育課 | 1 5 6 | 4 |
| ③遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 | | | | |
| 自死遺族相談、自死遺族のつどい、自死遺族支援についての情報提供【再掲】 | (9) - ① 参照 | 精神保健福祉センター | 2 5 | |
| ④遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 | | | | |
| 自殺対策に係る情報の周知【再掲】 | (4) - ⑨ 参照 | 消防救急課 | 1 5 | |
| | (4) - ⑨ 参照 | 警察本部 | 1 5 | |
| ⑤遺児等への支援 | | | | |
| 児童相談所による措置等 | 必要に応じて、児童相談所が里親委託や児童養護施設への入所措置を行う。 | 福祉相談センター 庄内児童相談所 | 5 | |
| 自死遺族相談、自死遺族のつどい、自死遺族支援についての情報提供【再掲】 | (9) - ① 参照 | 精神保健福祉センター | 2 5 | |
| 精神保健福祉相談事業【再掲】 | (4) - ⑫ 参照 | 各保健所 | 2 5 | |
| チーム学校生徒支援体制整備事業【再掲】 | (9) - ② 参照 | 義務教育課 高校教育課 | 1 5 6 | 4 |

(10) 民間団体との連携を強化する

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|------------------------|---|------------------------------|-------------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | | | |
| 地域自殺対策強化事業 | 民間団体における相談の担い手の育成や相談事業など、継続した自殺対策の取組みへの支援を行う。 | 地域福祉推進課 | 1 2 | |
| 各関係団体等の会議や研修会への支援、情報提供 | 各関係団体等の会議への出席、研修会への派遣等により相談担い手等の資質向上を支援する。また、情報や資料の提供を行う。 | 精神保健福祉センター | 1 3 | |
| ひきこもり相談支援事業【再掲】 | (4) - ⑫ 参照 | 障がい福祉課 精神保健福祉センター 各保健所 | 1 3 5 | 4 |

| ②地域における連携体制の確立 | | | | |
|------------------------------------|--|-----------------------|--------|--------|
| 県自殺対策推進会議の開催等 | 県自殺対策推進会議や各関係団体等の会議において情報を共有し、連携を強化する。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 3 | |
| 自殺対策懇談会（仮称）の開催 | 関係機関や民間支援団体等の有識者による懇談会を開催し、本県の自殺対策の推進について意見交換を行うとともに、連携の強化を図る。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 3 | |
| 個別事案で連携する機関間で情報共有を図るツールの一層の活用 | 関係する支援機関の間で支援に必要な情報を共有し、連携するための相談シート等の活用を促す。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 3 4 | |
| 地域の見守りに関する協定 | 身近な生活を支える民間事業者と協定を締結し、孤立の恐れのある世帯や生活困窮者世帯等の見守り活動を行う。 | 地域福祉推進課 | 3 5 | 1 3 |
| 消費者安全確保地域協議会の設置 | 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、行政及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う。 | 消費生活・ 地域安全課 | 3 5 | 1 3 |
| ③民間団体の相談事業に対する支援 | | | | |
| 地域自殺対策強化事業【再掲】 | (10) - ① 参照 | 地域福祉推進課 | 1 2 | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 | | | | |
| 先駆的・試行的取組についての情報提供 | 民間団体等が取り組む事業等に必要の情報提供、技術的支援を行う。 | 精神保健福祉センター | 3 | |

(11) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|---------------------------------------|--|-----------------------|-------------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①いじめを苦しめた子どもの自殺の予防 | | | | |
| チーム学校生徒支援体制整備事業 | ・山形県いじめ防止基本方針の周知徹底を進める。 ・いじめ問題審議会、いじめ問題対策連絡協議会を定期的に開催し、いじめの実態把握と情報共有を通して、重大事態が起こらないよう、いじめの未然防止に努める。 | 義務教育課 高校教育課 | 6 | 4 |
| ②学生・生徒等への支援の充実 | | | | |
| チーム学校生徒支援体制整備事業 | 24時間子供SOSダイヤルなどをはじめ様々な相談窓口があることの周知を図りながら、児童生徒にとって身近な大人である、家庭や学校に相談しやすい体制を整備していく。 | 義務教育課 高校教育課 | 6 | 4 |
| 子どもの健康づくり連携事業【再掲】 | (4) - ④ 参照 | スポーツ保健課 | 1 6 | 4 |
| ③SOSの出し方に関する教育等の推進 | | | | |
| 若い世代の自殺対策事業【再掲】 | (2) - ② 参照 | 精神保健福祉センター 各保健所 | 3 4 6 | 4 |
| 県内大学と連携した「SOSの出し方（及び受け止め方）教育」推進事業【再掲】 | (2) - ② 参照 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 1 4 6 | 4 |
| チーム学校生徒支援体制整備事業 | SOSの出し方教育には、児童生徒の居場所づくりや話しやすい環境づくりが前提にあるため、これまでのいじめ対策や、いじめの未然防止のための取組などと関連づけながら、「いのち」を大切に、生命をつなぐ教育を推進する。 | 義務教育課 高校教育課 | 6 | 4 |

| ④子どもへの支援の充実 | | | | |
|--|--|---------------------------------|-------------|--------|
| ①児童相談所及び市町村における相談業務 ②要保護児童自立支援資金貸付事業 | ①児童相談所及び市町村において、児童虐待等に関する電話相談等を受け付けて助言指導等を行う。対応力強化のため、児童福祉司任用後研修、市町村の調整担当者研修を実施する。 ②児童養護施設等を退所し、就職又は進学した者に対し、家賃及び生活費の貸付を行う。 | 子ども家庭支援課 福祉相談センター 庄内児童相談所 | 1 4 6 | 4 |
| 生活困窮者自立相談支援事業等【再掲】 | (7) - ② 参照 (「子どもの学習・生活支援事業」部分) | 地域福祉推進課 | 5 | 3 4 |
| ⑤若者への支援の充実 | | | | |
| 若者相談支援拠点設置運営事業【再掲】 | (7) - ⑩ 参照 | 女性・若者活躍推進課 | 3 5 | 4 |
| ①トータル・ジョブサポート【再掲】 ②山形県若者就職支援センター【再掲】 ③地域若者サポートステーション【再掲】 | (7) - ③ 参照 | 雇用・産業人材育成課 | 2 5 | 3 4 |
| 「こころの健康相談@山形」の運営【再掲】 | (7) - ① 参照 | 地域福祉推進課 | 2 | 2 4 |
| 若年層向けSNS相談啓発カードの作成【再掲】 | (7) - ① 参照 | 精神保健福祉センター | 2 | 4 |
| 「心の健康相談」の実施【再掲】 | (7) - ① 参照 | 精神保健福祉センター | 2 | |
| 思春期精神保健対策事業【再掲】 | (6) - ④ 参照 | 精神保健福祉センター | 1 4 5 | 4 |
| ひきこもり相談支援事業【再掲】 | (4) - ⑫ 参照 | 障がい福祉課 精神保健福祉センター 各保健所 | 1 3 5 | 4 |
| ひきこもりからの再出発サポート事業【再掲】 | (4) - ⑫ 参照 | 村山保健所 | 1 3 5 | 4 |
| ひきこもり等の支援（置賜ネットワーク会議）【再掲】 | (7) - ⑩ 参照 | 置賜保健所 | 1 3 5 | 4 |
| ひきこもり相談【再掲】 | (7) - ⑩ 参照 | 庄内保健所 | 3 5 | 4 |
| ⑥若者の特性に応じた支援の充実 | | | | |
| 「こころの健康相談@山形」の運営【再掲】 | (7) - ① 参照 | 地域福祉推進課 | 2 | 2 4 |
| 「心の健康相談」の実施【再掲】 | (7) - ① 参照 | 精神保健福祉センター | 2 | |
| 相談窓口情報のわかりやすい発信【再掲】 | (7) - ① 参照 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター 各保健所 | 2 | |
| ⑦知人等への支援 | | | | |
| ①心の健康づくり推進事業【再掲】 ②正しい知識の普及【再掲】 | (2) - ③ 参照 | 精神保健福祉センター 各保健所 地域福祉推進課 | 1 2 4 | |

(12) 勤務問題による自殺対策を更に推進する

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|-------------------------|--|-----------------------|--------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①長時間労働の是正 | | | | |
| 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業 | ・やまがた子育て・介護応援いきいき企業への登録・認定やワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰を実施する。 ・県内企業経営者等が参画する「やまがたイクボス同盟」との連携による普及拡大を図る。 | 女性・若者活躍推進課 | 5 | 2 |
| 山形県中小企業労働相談事業 | 労働全般の相談に応じ、解決に向けた助言を行うことで早期解決を図る。 | 雇用・産業人材育成課 | 2 5 | 2 |
| 就業環境改善促進事業 | 「職場環境改善アドバイザー」が企業を訪問し、「働き方」に関わる様々な課題、問題などの解決に向けた助言や情報提供などを行う。 | 雇用・産業人材育成課 | 5 | 2 |
| ②職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | | | | |
| 有職者向け心のサポーター養成講座の開催【再掲】 | (4) - ⑩ 参照 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 1 5 | 2 |

(13) 女性の自殺対策を更に推進する

| 取組み・事業名 | 内容 | 担当課 | 施策番号 | |
|---|-------------------------------------|-----------------------|------------------|----|
| | | | 基本 | 重点 |
| ①妊産婦への支援の充実 | | | | |
| ①乳児家庭全戸訪問事業 ②養育支援訪問事業 ③妊娠・出産・子育て安心生活応援事業 ④母子保健推進強化事業【全て再掲】 | (6) - ③ 参照 | 子ども家庭支援課 | 1 3 4 5 | 4 |
| 精神科医療と産科医療の連携促進（妊産婦のメンタル支援） | 医療関係者や母子保健担当者を対象とした研修会やシンポジウムを開催する。 | 地域福祉推進課 精神保健福祉センター | 2 3 | 4 |
| ②困難な問題を抱える女性への支援 | | | | |
| 性犯罪・性暴力被害者支援事業【再掲】 | (7) - ⑪ 参照 | 消費生活・地域安全課 | 2 4 5 | 4 |

<関係機関、民間支援団体が実施する取組み・事業>

| 機関・団体名 | 実施内容 |
|------------------|---|
| 山形県医師会 | ・産業医研修を通じた職場のメンタルヘルス研修会 ・教職員に対するメンタルヘルス事業（面接指導） |
| 山形県看護協会 | ・ナースセンター事業（電話、来所、メール等の相談対応） ・福島県からの避難者に対するこころのケア事業 ・山形子育て応援サイトメール相談事業 ・新卒看護職、卒後2年目職員などを対象とした研修会等 ・対象別メンタルヘルス等の研修 ・「いのちの教育」出前授業 ・看仏連携による「まちの保健室」開催 |
| 山形県公認心理師・臨床心理士協会 | こころの健康づくり研修事業により、関係行政機関等や医療、福祉、教育、司法等の相談担当者及び公認心理師・臨床心理士を対象とした幅広い領域での自殺関連事象や心の健康に関する研修会、ワークショップを開催。また、若年層を対象とした学校現場での心の健康に関する出前講座、ピア・サポーター講座等を開催する。 |
| 山形県弁護士会 | 「暮らしとこころの相談会」において、保健師との連携により無料の電話相談や面談相談を実施する。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 山形県司法書士会 | 自殺の原因の一つである借金問題等の法律に関する悩みについて、司法書士が無料で相談に応じる。 |
| 山形県教育センター | 24時間子供SOSダイヤルにより、児童・生徒、保護者、教育関係者などからの相談に対応する。 |
| 山形労働局 | <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の解消などワーク・ライフ・バランスについて指導を行う。 ・職場のメンタルヘルス・ハラスメント対策について周知・指導を行う。 ・山形公共職業安定所に「求職者カウンセリング・コーナー」を設置し、臨床心理士によるカウンセリングを実施。 |
| 山形県民生委員児童委員協議会 | 民生委員・児童委員活動を通して地域の「見守り」を実施。 |
| 山形県社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員協議会事務局として、相談支援活動等を行ううえで必要な知識・技能の習得を図るための研修を実施。 ・生活支援相談員や支援団体等の協力を得ながら、避難者の課題把握や暮らしに関する情報提供や見守り活動を行い、避難生活の支援及び孤立防止を図る。 ・市町村社会福祉協議会が実施するサロンサポーター養成講座へ職員を講師として派遣し、ふれあい・いきいきサロン等居場所づくりの設置・運営を支援する。 ・生活福祉資金貸付事業において、生活困窮者自立支援事業との連携が必要な世帯を実施機関へつなぎ、自立支援を行う。 |
| 山形いのちの電話 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、傾聴についての研修を修了し、認定を受けた電話相談員による電話相談の実施。 ・自己負担により研修を受け活動するボランティア相談員のために研修費の一部補助を実施。 ・リーフレット、ホームページ、新聞広告等での「いのちの電話」のPR |
| 山形大学医学部 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺企図患者の救急搬送の受け入れ及び患者退院後の再企図の予防、経過観察を実施。 |
| 山形さくらんぼの会 | <ul style="list-style-type: none"> ・借金問題、生活困窮、DV被害等について法律家が面談や電話による相談支援を実施。 |
| 日本司法支援センター山形地方事務所(山形法テラス) | <ul style="list-style-type: none"> ・相談者に適した相談窓口の紹介や一般的な法制度の紹介を行う。また、無料法律相談や弁護士・司法書士の費用の立替えを実施する。 ・性暴力被害や犯罪被害に遭われた方々に対し、相談窓口の紹介や、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行う。また、生活困窮者で生活保護の申請等が必要な相談者や精神障がい者・児童虐待に対する法律相談援助を行う。 ・靈感商法や高額献金等でお困りの方へ相談窓口の紹介を行う。 |
| ぼらんたす | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を対象とした心のサポーターの養成を実施。 ・先進事例の紹介や分科会形式による研修会の開催。 ・弁護士、産業カウンセラー等の専門家及び民間団体の相談員による相談会や、相談員の養成研修・スキルアップ研修を実施。 ・地域住民を対象に地域の交流の場、出会いの場としてのサロンを開設。交流を通してこころの健康づくりを実施。 ・情報サイト「やまがたこころげんきサイト」による自殺予防活動、自殺に関する正しい知識、相談窓口等の紹介を行い、周知を図る。 |
| オープンハウスこんぺいとう | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や企業を対象に自殺予防に関する講演会を実施。 ・地域役職者や企業役職者へ自殺の誘因となる疾患の理解と気づきに関する研修会を実施。 ・自殺予防週間、自殺強化月間、年間に行われる各種研修会講演会での相談窓口記載チラシや啓発物品の配布、ポスター掲示を実施。また、他地域ラジオによる自殺予防に関する広報を実施。 ・高齢者を対象に、サロンを開催して健康チェックやよろず相談を実施。また、必要時に訪問し、孤独感防止のための地域活動への参加の呼びかけを行うほか、季節に応じた心と体の健康通信を配布する。 |
| With優 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学生から20歳程度までの不登校生徒及び休学中、中退した子ども・青少年を対象に教員免許をもつスタッフによる学習支援を中心とした自立支援（フリースクール事業）を実施。 ・不登校や引きこもり等、社会参加に困難を有する子ども・若者を対象とした若者相談拠点を設置し、電話相談、来所相談、出張相談会を実施。 ・15歳～49歳までの無職の若者とその保護者を対象に窓口での相談、キャリア支援プログラム、就労体験、各種セミナー等の就労支援を実施。 |